

平成24年度 第2回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成24年5月21日（月）14時30分から15時18分

2、開催場所：西宮市役所職員会館1階大会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	町田 博喜
	4番	吉岡 政和
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	8番	吉井 律
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	13番	尾崎 清政
	14番	丸 幸良
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第3号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第4号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第5号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議 長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、10番岡本久一委員、11番茶谷勝視委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお祈いします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 これより日程第2、議案案件に入ります。

まずは、議案第3号「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。議案第3号「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」でございますが、本日お配りしている資料(右肩に議案第3号と記載したもの)をご覧ください。前々月おこないました、平成23年度第12回西宮市農業委員会総会において議案25号として上程し、ご承認いただきました「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」これにつきまして農林水産省経営構造改善局長からの通知に基づきまして西宮市ホームページに平成24年3月25日から平成24年5月7日の期間公表した結果、地域の農業者等からの意見及び要望等はございませんでしたので、この度、上程した点検・評価を西宮市農業委員会の点検・評価とすることについて議決をもとめるものであります。なお、内容に関しては前回上程したものと変更ございません。

議 長 【議案3号を議案書をもとに朗読】

以上で議案説明を終わります。

議 長 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

なければ、議案第3号「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」につきましては、ご承認いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第3号につきましては、承認す

ることといたします。

議長 続きまして、議案第4号「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。議案第4号「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」でございますが、本日お配りしている資料（右肩に議案第4号と記載したもの）をご覧ください。前々月おこないました、平成23年度第12回西宮市農業委員会総会において議案26号として上程し、ご承認いただきました「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」議案第3号と同じく、西宮市ホームページに平成24年3月25日から平成24年5月7日の期間公表した結果、地域の農業者等からの意見及び要望等はございませんでしたので、この度、上程した活動計画を西宮市農業委員会の活動計画とすることについて議決をもとめるものであります。なお、内容に関しては前回上程したものと変更ございません。

【議案4号を議案書をもとに朗読】

以上で議案説明を終わります。

議長 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

なければ、議案第4号「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」につきましては、ご承認いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

議長 ご異議がないようでございますので、議案第4号につきましては、承認することといたします。

議長 続きまして議案第5号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の2ページについてですが、議案第5号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」1件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

【議案第5号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。

1 2 番(高田) 次に地元委員の説明をお願いいたします。

議案第 5 号についてご説明いたします。

申請農地は、阪急バス甲山墓園前バス停の西約 100 メートルのところにあります。

譲渡人の さんは、当該農地を平成 2 3 年に相続で取得したものの、農業の経験も無く不耕作のまま現在に至っておりますが、この度、農地法第 3 条の耕作目的での所有権移転申請となりました。

譲受人は、新規就農であります。家族共々、生産意欲も非常に高く、地元農業の活性化についても関心が強く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。

また、農業に必要な機械については、ガラスハウスにおける果樹の栽培であるので、現時点においては、所有しておりませんが、許可されても問題ないと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 地元委員の説明が終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問、意見)

議 長 なければ、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することにいたします。

議 長 それでは、これより報告案件に入ります。

まずは、報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 4 ページ 3 件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 5 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書5ページ1件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長 事務局長の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書6ページ4件でございます。

【議案書朗読】

該当農地について4月6日・20日に現地調査を実施した結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

【別紙】農地法第3条第2項各号の判断基準表

議案第5号 番号1

農地法第3条第2項各号	該当しない理由		該当有無
【譲受人】 湯元町6番16号 大東 恵子	【譲渡人】 菊谷町2番20号 小西 慧	【作成者】 農業委員会事務局 主事 立花 逸人	
第2項第1号 全部効率利用が認められない場合	・機械の確保状況 ・労働力の確保状況 ・技術 ・通作距離	蜜蜂 15群 本人、夫、娘、息子 ガラスハウスでのイチジク等の栽培になるが、阪神農業改良普及センターの支援を受けながら、実施する予定である。 0.85km	該当しない
第2項第2号 農業生産法人以外の法人	個人であるため該当しない。		該当しない
第2項第3号 信託	信託ではないので該当しない。		該当しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	本人： 60日 夫：60日 息子：150日 娘：60日	該当しない
第2項第5号 下限面積達しない場合	当該地区の下限面積 ・500㎡	取得前： 0㎡ 取得後：1,604㎡	該当しない
第2項第6号 転貸	許可申請に係る農地は、貸人の所有農地であり転貸には該当しない。		該当しない
第2項第7号 地域調和に支障を生ずるおそれがあると認められる場合	・利用の分断 ・農業水利の障害 ・無農薬栽培等 ・特定品目の生産障害 ・賃借料の著しい高値	なし（現地調査より） なし（地元農会と取り決め済み） なし（現地調査より） なし（現地調査より） 所有権の移転のため該当しない。	該当しない
以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成24年5月9日に農業委員、吉田会長、大前委員、当該地区の担当の高田委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。			